

○財務省告示第二百三十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年八月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五		二四三トン
一四の二		二〇七、〇八九トン
一四		三八三、五九八トン
一三		二、〇六〇、七六四トン
一二		二四、五七二トン
一一		三、七五一トン
一〇		二、四二四トン
九		一三、八九六トン
八		〇トン
七		三トン
六		一トン
五		六六トン
四		一八、四六五トン
三		一一トン
二		三一・五トン
一		〇トン

二九	一三〇トン
二八	二トン
二七	二、八五五トン
二六	七〇四トン
二五	〇トン
二四	三三トン
二三	一、八一〇トン
二二	一四四トン
二一	一二、三三三トン
二〇	一一九トン
一九	四九八トン
一八	五、〇七四トン
一七	五一、二三五トン
一六	五、三〇三トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	一、九六〇、一六〇トン
一四	七六、六二五トン